

昭和39年度平城宮調査出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

平城宮の発掘で、第5次調査の最初の木簡検出以来、現在までに出土した木簡の総数は3879点にのぼる。そのうち、第14次調査から第22次調査までに検出したのは、1912点である。

第16・17次の朱雀門地区（6ABX・6ABY区）の調査では、朱雀門の北を南北に流れる溝SD1900から、過所札を含む19点の木簡を発見した。過所札は、長さ66.5cm・幅3.5cmの長方形の材の表裏に次のような記載がある。

(表) 「関(前カ)と司(前カ)解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿(前カ)勝足石許田作人」
 (裏) 「同伊刀古麻呂 大宅女右二人左京小治町大初上(前カ)曾弥安戸人右一
 送行乎我都 鹿毛牡馬歳七 里長尾治都留伎」
 公式令集解の古記によると、過所には竹木札も用いており、和銅8

年5月1日の格以後は国印を捺すようになったとある。印を捺すには木簡は不適當だし、この木簡にも印はない。出土状況から確実な年代をきめることはできないが、伴出した土器からすると、平城宮創設当初のものと推定され、文面の上から上限は官位の表記が大宝令のものであるから大宝元年とすると、下限は前出の和銅8年格でおさえることができる。他に「捉人」の名辞のみえる断片がある。

第18次調査で発掘した宮城西辺ぞいの6ADF区では、19点の木簡を土壙SK1083から検出した。保存状態が悪く、判読可能なものは4点で、「打(合カ)釘(前カ)」や「表(合カ)打(前カ)釘(合カ)裏(合カ)斤(合カ)二(合カ)」のように、釘とその製造に関係するものである。この土壙からは、フイゴの口の破片や



第1図 過所札

鉄滓類似品が出ており、木簡の記載内容と符合する。おそらく、冶金関係の工房がこの付近にあつたのだろう。伴出した土器からすると、天平末年までのぼるものである。

第二次内裏外郭内にあたる6AA0区の第20次調査では、木簡が3個所の土壙から出土している。点数は、SK2101が349点、SK2102が111点、SK2107が17点である。このうち、前二者から出土した造宮関係の木簡が顕著である。(註記しないものはSK2101出土である)

〔表〕北□所進 拳銃十六隻 長三寸半 鏢□六隻 長四寸
尻塞卅四枚 鏢二隻

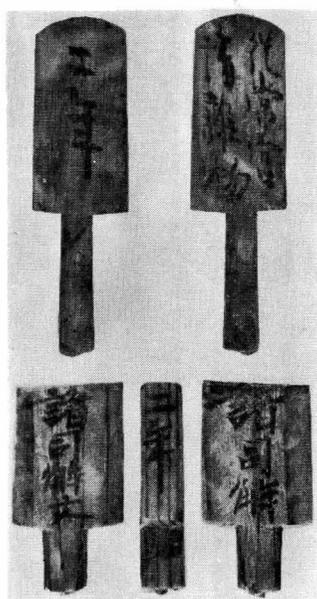
〔裏〕□并尻塞十六枚 本受鉄卅三斤十兩 損十一斤十兩
合卅一斤

神龜六年三月十三日足嶋

これ(SK2102)は、北□所で製作した扉関係金具の使用材料の報告と送付状である。また、「飛炎宇助釘七寸□」「飛炎架釘六寸」や「□□平釘」(SK2102)のような建築部材をとめる釘につけた付札や、建築部材を記した「辺附六枚□□□□□□□□」(SK2102)があり、さらに京都府木津町からの部材の送付を報じた「(表)泉進上材十二条中 桁□(条カ) 又八条□」(裏)宿奈麻呂」(SK2102)がある。

以上の造営をしめす木簡のほかに、番長・蔵部・史生・舎人などの下級官人の飯の請求文書や綿の納入に関するものがある。なお、始めて題籤片(第2図)を検出した。一面に「從常宮 請雜物」と二行、他面に「二年」とある。常宮は万葉集301の東常宮であろうか。

第21次の調査は、第2次内裏内郭の東から推定宮城東限にいたる部分でおこない、内裏外郭築地の東20mに平行して南北に走る玉石積の溝SD2700から木簡を発見した。この溝では、遺物を含む土砂が層位的に堆積しており、木簡はその各層から出土している。年号の記され



第2図 題籤片

ているものをみると、溝底から天平初年、中ほどで天平宝字年間、最上層で延暦元年があり、伴出した他の遺物の年代の推定が可能となつた。出土木簡の総点数は293点である。

文書風の内容のものでは、豎子所に属する奴婢関係のもので、長さ70cm・幅4.4cmとこれまでの出土木簡中で最大の一点がある。

〔表〕辛苦之間人夫持少と糧皆食 見十六半
(伍斛伍斗如数進所□注状 裏)麦廿半 □四半
また、人夫の食料支給を求めたとおもえる
飯運一人 子祖父 牧手女 栗男 人成
豎子所六人 奴 荒 □ 當 逃亡六人 婢三人 万呂 □ 今□
子石 万呂 □

〔表〕木工寮□(解カ)申請□、断簡だが采女司、宮内、典膳などの官司名のみえるものがあり、その多くが宮内省関係であることは、出土した溝が内裏に近いことと無関係であるまい。荷札付札の類では、新しく山城・丹波・丹後・淡路の国々からの貢進物のものを出した。

第22次の調査は6AACと6AAAF区にわかれて実施した。6AAC

区の木簡SD1点のほとんどは溝 SD3635から出土したものである。この溝では、主に溝底の流砂層とその上に堆積した有機質を含む土層から木簡を検出した。この一群の木簡では、酒に關係した内容のものが多くことが注目される。最初に造酒司の名のみえるものをあげると

〔表〕造酒司符 長等若湯坐少鎌犬甘名事日置菜

〔裏〕宣者言從給状知必番日向□□□□

は、造酒司が3名の雜人の上番を命じたものであり、他の一点は断片だが、表に「造酒司解申□人」とあり、裏は長方形の材を横に用いて、連続して何行も書き、あたかも酒の支給簿風のものである。この種のもは削り屑のなかにも多いし、少し異なるが「表親王八升 三位四人一斗二升 〔裏〕伎人六升」もその類であろう。

また、「表」合□□□酒三升□□者右□□〔裏〕務急甚仰望垂処分頓

首死罪」や「表」監物史生等謹啓 酒一二合〔裏〕右仰望処分□□以状」は

酒の処分の許しを求めたものであり、「表」酒五升已上大殿祭□□〔裏〕二升

は酒の用途を示したものの、「表」難酒志紀郡〔裏〕郷併入四斗□升」は

特殊な酒の付札だし、「清酒四斗」「白酒□□」「清酒中」など各種の酒名のみえる断片、さらに「中酔」まである。

これらの造酒司あるいは酒に關係する内容をもつ木簡は、付近に造酒司またはその工房があつたことを推定させるにたるものである。



昭和39年度平城宮調査出土の木簡

酒造では、米と水が第一の材料である。この一群でも、「両村郷御酒米五斗」「表」荒河郷御酒米五斗〔裏〕賀美里」「表」尾張国中嶋郡石作郷〔裏〕酒米五斗 九月廿七日」「八弁郷春御酒米五斗」など、酒米の付札類が多数ある。また、

〔表〕十一月十六日水汲 針泉安 高宮五百嶋 〔裏〕民酒人 文部□之末呂 田部昨未呂 長車足嶋 〔桑原知嶋 日置造金□□〕

は水汲の使役の人名簿であるし、「一条七瓶水四石五斗九升」と多量のの水の使用をしめすものがある。

赤米貢進の付札が多いのも特色で、「表」播磨国赤穂郡□□□□〔裏〕五

保秦酒虫赤米五斗」「山田郡建侶酒部枚夫赤米」「水上郡井原郷上里

赤搗米五斗」「丹後国竹野郡□野郷採部古与曾赤春米五斗」などがあ

る。赤米は、天平6年の尾張国正税帳に「酒料赤米」なる記載があつ

て、やはり酒造との關係を考えることができる。なお、最初の播磨国

の赤米貢進荷札は、美濃国の大宝戸籍例以外の五保の新史料である。

このほかに、他の木簡出土遺構と同様な御贄や調の貢進のときの荷

札があり、「紀伊国无漏郡進上御贄磯鯛八升」「青郷御贄伊和志腊五

升」や「安房國朝夷郡健田郷仲村里戸私部真鳥調鯨六斤三列長四尺五

寸束一束 養老六年十月」など各地各種類のものがある。

以上述べた溝 SD3635出土の木簡では、紀年をもつものは霊龜2年

から天平4年までであり、平城宮の初期に集中している。

この溝 SD3635の北には、別に述べるように、大形の井戸が

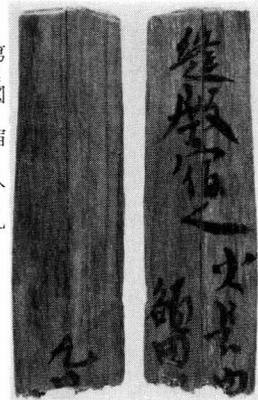
二基あつて、木簡の内容から多量の水を必要とする造酒司ある

工房がこの付近にあつたとする推定と符合する。平城

宮調査報告書

第3図

二基あつて、木簡の内容から多量の水を必要とする造酒司ある工房がこの付近にあつたとする推定と符合する。平城宮調査報告書



第4図 宿人札

・柱穴・溝など各種あり、その各々から少量ずつ出土している。現在遺構の調査結果とその他の遺物が未整理であり、それらを総合した結論は出ていない。そのため、こゝでは一括して、その内容を概観するにとどめておく。

まず文書風の内容をもつものをあげると、請求文書として、飯を請求した「表」請飯三升 御洗布粥養料 (裏) 良八月四日鴨家長、悔過所が小豆などを請うた「表」過所解 申請小豆事 (裏) 等料請如件 (裏) 等料請如件 (裏) 月日高市廣野などがあり、受領文書として「表」宮舎人懸志己等理 受物戸四口(裏)天平勝宝八歳八月十六日 (第5図)がある。また、次の2点は使役関係の記録である。



第5図 受領札

をもっている。また、題籤片が1点(第2図)あり、一面に「諸司解文二年」、他面に「諸司解二年」とある。(田中 琢)

宮跡の発掘で、調査地域の性格やそこにあつた官衙名を推定できた珍しい場合である。同時におこなつた6AAE区の調査では、総数526点の木簡が、調査地域の各地点から出土した。出土遺構は、土壇

(表) 病二人 男金逃 見十三人 五百嶋 己上一人菅原 万呂薪 刀佩逃 犬万呂薪 良杏万呂盛 稲人病 少昨薪 奴飯万呂盛 殿万呂内 (裏) 原採杭材遣 盛一束 天平勝宝八歳十一月九日上野豊濱 (表) 巽一千卅六把 十一人別七十把 (裏) 四月十四日領上毛野智恵 雇女十五人 四人別六十九把 (裏) 縫殿宿人 火長 (表) 縫殿宿人 額田部 (裏) 九月 (第4図) (表) さらに、縫殿のみえる (表) 縫殿宿人 火長 (裏) 九月 (第4図) (表) 殿九人嶋身 (裏) 九月廿二日」の2点は、この地域の性格を推定するのに重要な史料となる。

貢進物の荷札では、賛関係のものではなく、調では通有のものほかに、「上道郡浮浪人調鉄一連」「若狭国三方郡竹田里浪人黄文五百相調三斗」(第3図)の2点は浮浪人の調貢の荷札で注意をひいた。中男作物では「上野国緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雜」は、中男作物として規定品の代りを貢進している点と戸主名を記している点は、これまでの多数ある中男作物貢進荷札とは違っている。その他に、米・赤米の貢進荷札もあり、米貢進の1点には「参河国飯郡寸松里海部宇麻呂嶋糯米五斗 和銅二年十二月无 (位カ) 帳」(裏) 麻呂」とあつて、これまでに検出した木簡のうちで最も古い年紀